

～企業の皆さまをサポートします～

企業立地支援について

産業振興と雇用拡大を目的に企業立地の促進を図るため、都留市で新たに立地する企業や事業を拡張する企業の皆さまを支援します。

お気軽にご相談ください。

対象業種	1. 製造業、 2. 情報通信業、 3. 運輸業及び郵便業、 4. 卸売業及び小売業、 5. 農業、 6. 学術・開発研究機関、 7. 宿泊業(旅館・ホテル)、 8. 娯楽業(遊園地・テーマパーク)、 9. 教育・学習支援業(動物園・植物園・水族館)、 10. 地域再生にかかる業種
支援金	土地を除く固定資産税額(新設は5年間、増設は3年間)
	上下水道使用料(1～3年目は使用料の75%、4～6年目は50%、7～9年目は20%) ※1,200m ³ /2月以上使用した場合に適用
	合併処理浄化槽設置費の3分の2(上限1,000万円)
	雇用創出20万円/人(上限200万円) ※高卒同等以上の学歴で卒業から3年以内の市民を3年間継続して正規雇用した場合に適用

※雇用創出を除く支援金には、適用要件があります(裏面を参照してください)

※支援金の上限額は5,000万円/年です

※支援金の他、用地のあっせんや公共的施設の整備など便宜供与いたします

区分	適用要件	
新設	取得する事業所等の敷地面積が 1,000 m ² 超え	
	取得する事業所等の延床面積が 500 m ² 超え	
	投下資産 5,000 万円以上	
	正規雇用者数 15 人以上	
増設	取得する事業所等の敷地面積が 1,000 m ² 超え (既存部分含む)	
	取得する事業所等の延床面積が 500 m ² 超え (既存部分含む)	
	投下資産 3,000 万円以上	投下資産 5,000 万円以上で自動化
	正規雇用者数が 5 人以上増	正規雇用者数が現状維持以上
移設	新設の適用要件に全て該当する場合は新設とみなし、増設の適用要件に全て該当する場合は増設とみなします。ただし、敷地面積、延床面積、正規雇用者数が移設前より縮小する場合は適用できません。	

お問い合わせ先

都留市役所 産業課 企業誘致推進室

TEL : 0554-43-1111 (内線 158) FAX : 0554-43-5049

E-mail : kigyoyuuchi@city.tsuru.lg.jp